

目 次

(1) 事業報告

- 平成25年度 コミュニティ通訳 & 災害時通訳・翻訳ボランティア研修を実施
- エセック経済商科大学院大学生来阪研修事業
- 大阪府海外移住家族会総会・講演会
- 大阪府海外短期建築・芸術研修生招聘事業研修生決定

- 留学生等のための総合防災訓練
- (2) 特集 法律問題
 - 外国人を取り巻く法律問題
- (3) 大阪府外国人情報コーナー
 - 住民基本台帳カード
- (4) OFIX 国際交流員レポート
 - いいプレゼンの仕方1：パワーポイントの使い方

(1) 事業報告

■ 平成25年度 コミュニティ通訳 & 災害時通訳・翻訳ボランティア研修を実施

当財団ではこれまでも、外国人府民の方々の暮らしや外国人相談と密接に関わって活動するボランティアの育成を目的としたコミュニティ通訳ボランティア研修を行ってききましたが、今年度は、外国人府民が災害の多い我が国で共に暮らすことを踏まえ、災害時通訳・翻訳ボランティア研修も加え、右記のプログラムで実施いたしました。

各研修ともに終了後のアンケートでは「現場で活躍されている講師の先生方に講義して頂き、学ぶことが多く、大変勉強になった」「自分の弱点がわかった」「色々と有益な情報を得ることができたので、今後の活動に役立てたい」等の声が寄せられ、有意義な研修になりました。

当財団では、大阪の外国人受入環境整備に向けて、一人でも多くの方にご協力・活躍いただけるように、今後も出来る限り研修等の場を設けていきます。



I コミュニティ通訳ボランティア研修

日 程：5月22日(水)、24日(金)

参加者：24名

研修内容：コミュニティ通訳ボランティアとしての心構えの他、在留資格・教育・母子保健・母子福祉の各分野について、それぞれの専門家からの講義を受けました。

II 災害時通訳・翻訳ボランティア研修

日 程：5月27日(月)

参加者：27名

研修内容：災害時における外国人の状況や、やさしい日本語をワークショップ形式で学んだ後、実際に想定される災害時の通訳・翻訳ボランティア活動を体験しました。

■ エセック経済商科大学院大学生来阪研修事業

大阪府の友好交流都市であるフランス、ヴァルドワーズ県のエセック経済商科大学院大学生の来阪研修事業は(公財)枚方市文化国際財団と連携して実施しており、今年度は6月28日に9名の学生たちが関空に到着し、始まりました。

7月1日午前中に、大阪府の国際交流監を表敬訪問し、成長産業振興室特区推進グループによる国際戦略総合特区の概要説明を受けました。その後、グランフロント大阪に向かい、パナソニックセンターやTMO、大阪イノベーションハブの説明を受け、見学を行いました。

盛りだくさんのプログラムを終え、7月12日には閉講式、さよならパーティが取り行われ、学生たちはそれぞれのインターンシップを受ける企業へと向かいました。



■ 大阪府海外移住家族会総会・講演会

大阪府海外移住家族会では、6月5日（水）マイドームおおさかにおいて平成25年度総会・講演会を開催し、18名が出席しました。

総会では、まず来賓としてご出席いただいた、JICA関西及び大阪府からご挨拶をいただき、松井大阪府知事並びに海外日系人協会の田中理事長からのお祝いのメッセージが披露された後、議事に入りました。

議事では昨年度の事業報告と決算、今年度の事業計画及び予算などが議論されいずれも承認・決定されました。

講演会では、大阪大学コミュニケーションデザイン・

センター所属で、ポルトガル語圏文学・文化・宗教・民俗学を専門とされている林田雅至教授を講師としてお招きし、「中南米とのこれまでの関わり」と題しご講演を頂きました。近年は日本における日系ブラジル人の社会問題また医療通訳や災害時の外国人支援にも深く関わられており、多岐にわたる研究や課題をお話し頂き、非常に興味深い有意義な講演会となりました。

総会・講演会終了後には交流会が行われ、それぞれ近況報告に話がはずみ、『拓魂』『がんばれ二世』など移住者の思いを表した曲の合唱で、交流を深めました。

■ 大阪府海外短期建築・芸術研修生招聘事業研修生決定

平成25年度大阪府海外短期建築・芸術研修生招聘事業研修生選考委員会を6月19日（水）開催し、本年度の研修生を右表のとおり、8か国8名の方に決定いたしました。



出身国	職業	専門
イラン	建築家	建築
インド	大学院生	都市デザイン
インドネシア	大学院生	建築
スリランカ	大学院生	建築
タイ	建築家	建築・デザイン&創作
中国	建築家	建築
ネパール	大学院生	都市設計
フィリピン	インテリアデザイナー	インテリアデザイン

■ 留学生等のための総合防災訓練

大阪府堺留学生会館オリオン寮にて、6月29日（土）留学生20名、ボランティア16名、府・市町村スタッフ等7名の他、講師、運営スタッフを含め総勢65名の参加を得て「留学生等のための総合防災訓練」を実施しました。

この訓練は、大阪が大規模な地震に襲われたことを想

避難所体験では、会議室にブルーシートを敷き留学生等がその上に座り、大規模な震災のDVDを見て、震災時どうすれば身の安全が守れるか、避難所に無事辿り着いたらどうすれば良いかなどのお話をし、昼食には非常食を体験してもらいました。昼からは、避難所に巡回に訪れたボランティアに対し、被災者役として様々な質問をしてもらいました。

また、北堺警察署から防犯指導、堺北消防署からは119番通報の仕方や消火器の使い方、AEDを使った心肺蘇生方法などの救命救急指導もいただきました。

多言語支援センター設置訓練では、避難所に避難している外国人の状況把握や災害対策本部から流れてくる沢山の災害情報の中から被災者にとって特に必要な情報を選別し、多言語に翻訳し、避難所を巡回して被災者に届け、相談にこたえる訓練を行いました。日本人ボランティアに交じって留学生も頑張っていました。

「今まで防災訓練を受けたことがないから、勉強になり、楽しかった」などの感想をいただきました。

O F I Xでは今後とも災害時の外国人支援事業を引き続き実施する予定です。



定し、地震等の経験があまりない留学生等を対象とした避難所体験と災害時外国人支援に取り組むボランティア等を対象とした多言語支援センター設置訓練を並行して実施しました。

■ 外国人を取り巻く法律問題

大阪弁護士会 越尾 邦仁

近年、グローバル化といわれるように、ヒト・モノ・カネの国際的な動きが著しくなっています。こうした国際的な動きに伴い、外国人が仕事や留学で来日したり、日本人等と結婚して日本に定住したりすることも多数見られるようになりました。

このように、外国人が日本で生活する機会が多くなったことによって、外国人を取り巻く法律問題も増加してきています。

外国人労働者の労働災害や外国人研修生・技能実習生に対する人権侵害の問題などの労働問題や、外国人による刑事事件などがマスコミ等で取り上げられる機会も多くなりました。国際結婚に伴い、外国の法律が関係する結婚や離婚、親権の問題、相続の問題等々のいわゆる涉外家事事件についても沢山の相談が来るようになっていきます。外国人を取り巻く法律問題は多様化する傾向がありますが、特に外国人にとって最も関心のある法律問題は、日本での在留を巡る問題だと思われま

す。外国人の場合、些細な手続の間違いから日本に滞在することができなくなったり、日本への入国が拒否されたりすることがあります。日本に入国や滞在ができるかどうかは、仕事や学業等の継続だけでなく、その外国人の家族にも重大な影響を及ぼす問題です。

特に、入管法が改正されてから、改正法の問題点もクローズアップされてきています。(入管法改正については、本ニュース48号に詳述されていますのでご参照ください。)

例えば、「みなし再入国制度」(出国後1年以内に日本に再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなるもの。)について、日本を出国するときに出国カードの「みなし再入国制度」欄にチェックをするのを忘れたために、再入国を拒否された事例の相談が何件かあります。

また、「在留カード」制度が導入されたため、在留カードを交付されない非正規滞在者の児童が、地方自治体の誤解で就学できないなどと言われたり、住民サービスを受けられないと言われるケースもあります。

また、私が受ける相談で多いのが、オーバーステイ等で退去強制令書が出されて入管に収容されている方が、日本人等と結婚しているとか、これから結婚しようとしているとかの事情があって、自国に帰るわけにはいかないという方です。

退去強制令書が出る前であれば、入管の退去強制手続き(在留特別許可を求める手続き)に代理人として関わって意見書を提出したり、口頭審理で意見を述べたりしますが、在留特別許可をされなかったためにすでに退去強制令書が出ている場合には、退去強制令書発布処分及び在留特別許可をしなかった処分の取り消しの裁判をすることになります。この裁判は、国を相手にする行政訴訟というもので、勝訴判決を受けるのは極めて困難です。しかし、どうしても日本で生活したいというご夫婦がともに頑張る気があれば、裁判をやっているあいだに仮放免で収容施設から出られますので、真実ご夫婦であればお子さんができたりすると事情が変わったということで再度在留特別許可を求めて許可される可能性もあります。

また、外国人が日本に定住するようになったことで、外国人と日本人夫婦の離婚や外国人同士の夫婦の離婚の相談も多数受けています。

大阪弁護士会では、毎週金曜日 午後1時から午後4時まで、通訳人同席の外国人の方に対する法律相談(法テラス指定相談場所)を行っています

相談場所は大阪弁護士会館で、事前に予約が必要です。予約電話番号は06-6364-1248で、相談料は、資力が一定額以上の方については30分あたり5,250円(通訳付きは60分)、資力が一定額以下の方は無料になります。資力要件については予約時にお問い合わせください。

また、大阪弁護士会では、毎月第2・4金曜日 正午から午後5時まで、外国人の人権電話相談も実施しています。相談電話番号は06-6364-6251で、無料です。電話相談は基本的には日本語での対応となりますが、必要な時は外国語ができる弁護士の連絡先をお教えして、再度そちらに電話をかけてもらうこともあります。また、入管の収容施設等に収容されている方に関しては、電話相談だけでは対応できない場合、弁護士が収容施設まで出張して詳しい相談を聞くこともできます。

外国人の法律問題も、弁護士に相談をされれば良い結果が得られる可能性が高いですので、早期に相談されるようお願いします。

